

「下請法」から「取適法」への改正

「下請法」は 2025 年に改正され、「取適法」（正式名称「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」）になりました（2026 年 1 月 1 日施行）。

1 改正事項

(1) 法律の題名・用語の変更

- ・「下請代金支払遅延等防止法」→「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」
- ・「下請代金」→「製造委託等代金」
- ・「親事業者」→「委託事業者」
- ・「下請事業者」→「中小受託事業者」

(2) 適用対象の拡大

- ・適用基準に「従業員基準」を追加 - 従来の資本金基準に加え、従業員基準（300 人、100 人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます。
- ・対象取引に「特定運送委託」を追加 - 製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます。

(3) 禁止行為の追加

- ・「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止 - 代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます。
- ・「手形払」等を禁止 - 手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます。

(4) 面的執行の強化

- ・事業所管省庁に指導・助言権限を付与 - 事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます。

(5) その他

- ・製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます。
- ・書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります。

2 取適法の概要

(1) 適用対象取引

取適法の対象は、①取引の内容と②資本金基準・従業員基準から決まります。

対象取引 = ①取引の内容 + ②資本金基準または従業員基準

①取引の内容

- (a) 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- (b) 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る）
- (c) 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）

②資本金基準・従業員基準

(a) および(b)の場合の基準

委託事業者		中小受託事業者
資本金 3 億円超	→	資本金 3 億円以下
資本金 1 千万円超 3 億円以下	→	資本金 1 千万円以下
従業員 300 人超	→	従業員 300 人以下

(c)の場合の基準

委託事業者		中小受託事業者
資本金 5 千万円超	→	資本金 5 千万円以下
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	→	資本金 1 千万円以下
従業員 100 人超	→	従業員 100 人以下

(2) 義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項（禁止）が課されています。

義務項目	具体的な内容
①発注内容等を明示する義務（4条）	発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
②書類等を作成・保存する義務（7条）	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③支払期日を定める義務（3条）	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④遅延利息を支払う義務（6条）	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息（年率14.6%）を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
①受領拒否（5条1項1号）	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
②支払遅延（5条1項2号）	支払期日までに代金を支払わないこと（支払手段として手形払等を用いること）
③減額（5条1項3号）	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④返品（5条1項4号）	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤買ったたき（5条1項5号）	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥購入・利用強制（5条1項6号）	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦報復措置（5条1項7号）	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（5条2項1号）	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨不当な経済上の利益の提供要請（5条2項2号）	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩不当な給付内容の変更、やり直し（5条2項3号）	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪協議に応じない一方的な代金決定（5条2項4号）	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

※公正取引委員会のリーフレット（https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf）を参考に作成しました。